

がん登録に関するQ&A

Q1. がん登録とは何ですか？

A1. 当センターに来られたがん患者さんの情報を登録して、国へ提出することです。

Q2. 登録される情報は何か？

A2. 主に次の8項目です。

- ①がんに罹患した方の姓名・性別・生年月日
- ②届出をした医療機関
- ③がんと診断された日
- ④がんの発見経緯
- ⑤がんの種類および進行度
- ⑥届出をした医療機関が治療している場合、その治療内容
- ⑦がんと診断された日の居住地
- ⑧生存確認情報

Q3. なぜ国はがん患者の情報が必要なのですか？

A3. 現在の日本の死因第一位はがんであり、がんにかかるのは2人に1人、がんで亡くなるのは3人に1人とされています。国はがんへの対策のためにがんのデータを必要としています。

Q4. がん登録を行う施設はどこですか？

A4. 地域のがん診療の中心を担う病院（がん診療連携拠点病院）が行っていましたが、平成28年より全国の病院及び一部の診療所で行われることとなりました（全国がん登録制度）。

Q5. 全国がん登録制度とは何ですか？

A5. 平成25年12月に成立、平成28年1月施行の「がん登録等の推進に関する法律」に基づき、日本でがんと診断された全ての人のデータを、国で一つにまとめて集計・分析・管理する新しい仕組みです。

Q6. 誰が登録をするのですか？

A6. 国立がん研究センターでの研修受講や認定試験によって、がん登録の専門知識を身につけた担当者が登録します。

Q7. いつ登録されるのですか？

A7. がんと確定診断されてから、4～6ヶ月後に登録します。これは、診断から一連の治療の開始が半年の間に行われることが多く、一定期間内の蓄積された情報を効率よく一括して登録するためです。

Q8. 個人情報は守られますか？

A8. 個人情報の保護や管理、さらには罰則に対する規定が厳しく定められている「がん登録等の推進に関する法律」に基づき、個人情報が漏えいすることのないよう管理しています。
また、当センターは日本赤十字社の保有する個人情報保護規程ほか社内規程に基づき、個人情報の保護に努めています。